

**「バーゼルⅡに関する追加Q&A案」に対するコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方**

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	「当該証券化エクスポージャーに係る裏付資産のパフォーマンス情報等」には、適格格付機関が想定したデフォルト率、LTV、期待貸倒率等が含まれるとの理解でよいか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、現時点において、デフォルト率や期待貸倒率の損失情報が開示されているABS、LTVが開示されている不動産証券化案件、裏付資産の信用区分に応じた分布が開示されているCDO等については、利率は開示推奨項目に留まるものと考えられます。
2	金融商品取引業等に関する内閣府令第313条(格付方針等の記載事項)に基づく開示については、現状の開示内容で本Q&Aで求められている「利率」の開示に代用できると考えてよいか。	現時点においては、ご理解いただいている通りです。ただし、市場参加者が格付の適切性を評価するための情報の公表には、現時点の枠組みに捉われることなく、継続的に取り組んでいただくことが望ましいものと考えられます。
3	「市場参加者が格付の適切性を評価できる場合」とは、当該証券化エクスポージャーに係る裏付資産のパフォーマンス情報等が公表されていることをもって、市場参加者が格付の適切性を評価できると判断されるものと理解してよいか。	現時点においては、ご理解いただいている通りです。ただし、市場参加者が格付の適切性を評価するための情報の公表には、現時点の枠組みに捉われることなく、継続的に取り組んでいただくことが望ましいものと考えられます。